

畜産会 経営情報

公益社団法人 **中央畜産会**
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2デューアイシービル9階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>
E-mail jlia@jlia.jp

令和2年6月20日 | No.367

主な記事

1 畜産学習室

酪農経営の早期改善に向けて

—経営分析のポイントと経営評価— (2)

ひろしま畜産コンサルタントオフィス 菊川 洋一

2 中央畜産会からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に対する 畜産特別支援資金融通事業等の対応について

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

3 中央畜産会からのお知らせ

令和2年度畜産特別資金融通事業の 実施について (その2)

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

4 行政の窓

5月支払分から牛マルキンの 算定方法の見直しを行います。

農林水産省生産局畜産部

5 お知らせ

各種交付金単価の公表について

畜産学習室

酪農経営の早期改善に向けて —経営分析のポイントと経営評価— (2)

ひろしま畜産コンサルタントオフィス 菊川 洋一

生産原価

酪農経営の経費は、①生産原価、②販売および一般管理費、③事業外費用に分類されます。

「生産原価」を構成する費目は、飼料費のほか、労働費、減価償却費、診療衛生費、消耗諸材料費、修繕費、動力光熱費、小農具費、賃料料金などの経費で、主に牛舎内で発生する経費です。

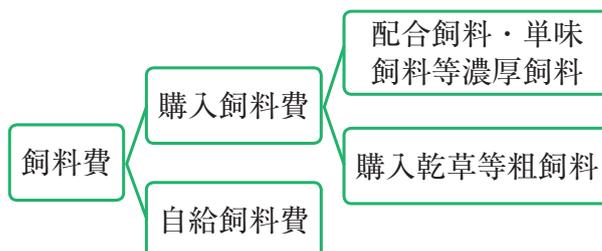
「販売および一般管理費」は、主に出荷手数料など牛乳販売に関係する経費と経営を維持・管理していくための経費、また「事業外費用」は、主に支払利息、支払地代になります。

(1) 購入飼料費

酪農経営に関する経費の中で技術レベルや経済情勢によりその金額の変動が大きく、また生産費に占める割合も最も高く、かつ最も利益に影響を与える費目は飼料費です。

飼料費は、その調達方法や飼料の種類によって、次のような構成になります。

(図4) 飼料費の構成



乳牛への給与飼料は、自分の体の維持に要する維持飼料と牛乳を生産するのに必要な産乳飼料、さらに妊娠期の胎子の発育のための飼料により構成されています。最も消費するエネルギーは産乳に要するエネルギーで、高泌乳牛ほど採食量は多くなり飼料費も増えていきます。

酪農経営では、生乳生産（牛乳売上高）と飼料エネルギー（飼料費）とのバランスが経営を大きく左右します。

生乳生産と飼料エネルギーのバランスとは？

生乳生産と飼料エネルギーのバランスを表す項目は、「産乳差益」、「乳飼比」、「牛乳1kg当たり購入飼料費」などがあります。

・産乳差益

$$\text{産乳差益 (円)} = \text{牛乳売上高 (円)} - \text{購入飼料費 (円)}$$

産乳差益とは、当期の牛乳売上高から購入飼料費を差し引いた額です。経営を安定的に維持させていくには、まず産乳差益の絶対額を確保することが必要です。

・乳飼比

$$\text{乳飼比 (\%)} = \frac{\text{購入飼料費 (円)}}{\text{牛乳売上高 (円)}} \times 100$$

乳飼比とは、牛乳売上高に占める購入飼料

費の割合です。生乳の生産効率が良ければこの値は小さくなりますが、乳飼比は低ければ良いというものではなく、エネルギー不足による乳量の減少も見られることがありますので、乳牛の健康状態のチェックなども行いながらこの数値を判断します。

・牛乳1kg当たり購入飼料費

$$\text{牛乳1kg当たり購入飼料費 (円/kg)} = \frac{\text{購入飼料費 (円)}}{\text{生乳生産量 (kg)}}$$

牛乳1kg当たり購入飼料費とは、1kgの牛乳を生産するために要する購入飼料費です。乳価が120円/kgでこの数値が65円/kgであれば、「120円の牛乳売上げを得るために65円のエサ代がかかった」ことになり、この数値が低くなるほど産乳効率が良いことになります。

給与量や給与飼料の構成を変えた場合などは、これで効果の確認を行います。

この数値は、死廃事故が多く発生し、計画的な更新ができなかったなどの場合、受胎成績が低下し平均搾乳日数が延びてしまったなどの場合や夏季の暑熱のストレスが大きく泌乳量が減少した場合などのように、経営内に何らかの問題が生じた場合、その結果は必ずこの数値に表れますので非常に重要な項目です。簡単にすぐに計算できますので、毎年の

(表3) 産乳効率の確認

項目	事例A		事例B	
	前年	当年	前年	当年
経産牛乳量 (kg/年)	9,400	8,900	9,200	9,600
経産牛1頭当たり購入飼料費	620,000	600,000	615,000	624,000
牛乳1kg当たり購入飼料費	66.0	67.4	66.8	65.0

データを並べて比較してみると、経営内容、技術成績の動きがよく分かります。

表3のように、飼料単価の条件が前年と同じとの前提で産乳効率を比較してみると、事例Aでは対前年で経産牛1頭当たり購入飼料費は低下したものの、それ以上の乳量の落ち込みにより牛乳の生産コストを引き上げ、一方、事例Bでは逆に経産牛1頭当たり購入飼料費は増加したものの投下した効果が乳量増加に表れ、牛乳1kg当たりの飼料コストが引き下げられた結果、産乳効率が向上したことが読み取れます。

ただし、前年との比較等時系列で検討する場合は、実際には飼料単価等の経済情勢が違いますので、購入飼料費に年次の補正を加えると、もう少し踏み込んだ検討が可能になります。

購入飼料費の補正

前年との購入飼料費を比較する場合、その差額は生産効率の差（経営の内部要因）によ

るものか、飼料単価の変動によるものか（経営の外部要因）を簡易に確認するには表4のような計算方法もあります。

濃厚飼料とは配合飼料や大豆粕、圧ペントウモロコシ、ビートパルプなどの単味飼料、購入粗飼料とは乾牧草やヘイキューブ、稲WCSなどです。

購入濃厚飼料費と粗飼料費の割合は概算で構いませんので、計算してみてください。

このように、最も給与量の多い配合飼料と購入乾草の購入飼料の単価の変動を補正し、牛乳1kg当たりの購入飼料費を前年と比較することにより産乳効率を確認することができます。

単価補正後の牛乳1kg当たり購入飼料費が、前年の牛乳1kg当たり購入飼料費を下回れば、前年に比較し産乳効率が改善されたことが推測できます。

（公社）中央畜産会が実施している畜産クラスター（全国推進事業）平成30年度全国実態調査結果によると、牛乳の生産費は表5の

（表4）飼料単価の変動による購入飼料費の補正

当期購入飼料費	A	10,000,000円
購入濃厚飼料費の割合	B	60%
購入粗飼料費の割合	C	40%
最も給与量の多い濃厚飼料(例えば〇〇配合飼料)の当年12月の単価	D	65円/kg
同上の前年12月の単価	E	60円/kg
濃厚飼料費の年次価格変動率	$F = D / E$	1.08
最も給与量の多い購入乾草(例えばチモシー乾草)の当年12月の単価	G	80円/kg
同上の前年12月の単価	H	70円/kg
購入粗飼料費の年次価格変動率	$I = G / H$	1.14
単価補正後の当期購入飼料費	$A \times B / F + A \times C / I$	9,064,000円

ように、購入飼料費、労働費、減価償却費で生産費合計の2/3以上を占めています。

牛乳生産費の低減を図るには、この3つの費目の中で節減を阻害している具体的な原因を早期に確認し、その改善策を実行することになりますが、労働費や減価償却費は規模に大きな変化がなければ毎年の変動幅も比較的小さく、経営にとっては言わば固定的な経費です。

一方、購入飼料費はその元である乳牛への飼料給与の結果が収入（牛乳売上高）にも経費（購入飼料費）にもストレートに表れますので、効率的な飼料給与が生産費、最終的には利益に大きな影響を与えます。

(2) 自給飼料費

飼料費の検討を行う場合は、購入飼料費の他、自給飼料費の検討も必要です。

自給飼料の生産は図5のように、土地面積、所有機械、労働力などにより規制され、自給飼料費は次のように、資材費から支払地代までの科目で構成されます。

資 材 費：種子・種苗、肥料・農薬、ラッピングフィルム等の諸材料の

購入費

燃 料 費：トラクター等の燃料費（年間の燃料費を按分）

減価償却費：ロールベアラー、ラッピングマシン等所有機械、施設の減価償却費

労 働 費：栽培、刈り取り、調整、運搬等に従事した労働費（労働費について、家族労働費の把握が難しい場合は、雇用労働費だけでも構いません）

支 払 地 代：借地に係る地代

自給飼料については、上記科目の金額と収穫量から製品のTDN 1 kg当たりのコストを計算し、流通している乾草のTDN 1 kg当たり価格とを比較することで自給飼料生産の経済性が確認できます。

自給飼料の生産は、購入飼料費を低減させますが、天候による品質の低下等のリスクもあり、また、季節的、特に秋に労働が集中するので時期的な労働過重による繁殖や飼養管理への影響など、これらの“数値として表面に表れない内容”についても慎重な検討を要

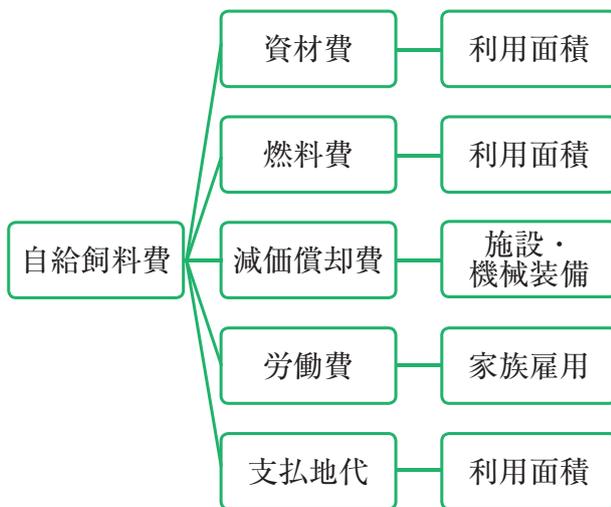
(表5) 生産費に占める主な費目の割合

(単位：円・%)

科 目	北海道		都府県	
	金 額	割 合	金 額	割 合
購入飼料費	293,795	34.2	533,163	45.9
労働費	134,755	15.7	201,943	17.4
減価償却費	150,162	17.5	155,899	13.4
(小 計)	578,712	67.3	891,005	76.7
生産費用合計	859,513	-	1,162,275	-

(<http://jlia.lin.gr.jp/cluster/>)

(図5) 自給飼料費の構成



します。

自給飼料の飼料成分については、製品の品種、水分量、播種・刈取時期や作業時の天候等によっても大きく変動しますので、畜産試験場やJAなどの分析機関に依頼し、毎年、定期的な飼料成分分析の実施やロールベールサイレージの場合はロール重量の計量などをアドバイスして下さい。

(3) 減価償却（乳牛）

酪農経営は肉用牛肥育経営などと異なり、購入した家畜について、育成牛や初妊牛、経産牛など、販売目的ではなく搾乳目的で導入した家畜の購入費は資産（固定資産）の取得になりますので、その年の素畜費などの経費には計上することはできません。（肥育牛など販売目的で購入した家畜はその年の素畜費などの経費に計上します。）

これらの搾乳目的の家畜は固定資産であり、資産の取得となり取得価格を耐用年数で減価償却を行い、その額を当期の経費（減価償却費）に計上します。

自家育成牛については、これらの牛も毎日飼料費などの経費が発生していますが、生産原価や所得を計算する場合、育成牛に要した経費は当期の経費からは差し引き、初産を分娩するまでその額を育成牛の評価額に積算、累積します。

これは青色申告決算書の損益計算書では「経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用」に相当する経費で、⑤表の数値に当たります。

$$\text{当期育成費用} = \text{期末育成牛評価額} + \text{当期成牛繰入額} - \text{当期育成牛（未經産牛）購入額} - \text{期首育成牛評価額}$$

育成牛も経産牛と同じ資産（固定資産）であり、初産分娩までは建設仮勘定的な扱いとなります。初産分娩時に、出生または導入してからそれまでに要した額で成牛に繰入し固定資産に振り替えます。

なお、乳牛の償却開始時期は成熟時（これが不明な場合は満2歳）とされており、成熟時を（一社）全国農業経営コンサルタント協会では、「農業の会計に関する指針」で初産分娩時としています。

—つづく—

（筆者：ひろしま畜産コンサルタントオフィス 畜産経営コンサルタント）

【お詫びと訂正】

本誌4月20日号（No.365）の畜産学習室「養豚経営の早期改善に向けて—経営分析のポイントと経営評価（3）」のP4にある（表3）離乳時子豚育成率と他の指標値との関係の離乳時育成率に誤りがありました。正しくは、モデル2-①は90%、モデル2-②は87%、モデル2-③は93%です。謹んでお詫びするとともに訂正いたします。

中央畜産会からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に対する 畜産特別支援資金融通事業等の対応について

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大により、畜産経営を始め全国の農林水産業に影響が出ています。畜産特別資金等の借入者においても、新型コロナウイルス感染症のまん延による収入減少等の影響で、本年度の償還が困難になる経営の発生が懸念されています。

このため、今般の新型コロナウイルス感染症がまん延する状況など非常事態の発生により償還困難と見込まれる場合に、償還期限の延長等の特例措置を認めるため、畜産特別支援資金融通事業実施要綱等の改正が令和2年5月15日付けで行われましたので、その概要を紹介します。

特例措置の概要

(1) 対象資金

- ① 畜産特別資金（平成29年度以前に貸し付けたもの）
- ② 家畜疾病経営維持資金
- ③ 家畜飼料特別支援資金
- ④ 畜産経営維持緊急支援資金

(2) 特例措置

- ① 実施要綱に規定する償還期限および据置期間の範囲を超えて、償還期限若しくは据置期間を延長することまたは中間据置を設定すること。
(償還期限の延長または据置期間の延長の期間は1年)
- ② 実施要綱に規定する償還方法（元金均等）に関わらず、約定償還額を減額すること（(1)の③の資金を除く。）。

(3) 特例措置の対象

特例措置の対象となる災害等および対象期間については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長が別に定めます。

※ 令和2年5月15日付けで機構理事長が定めた内容

- ・対象災害等：新型コロナウイルス感染症の発生
- ・対象期間：令和2年度

特例措置を希望する者の 手続き

特例措置を受けようとする借入者は借入（または変更）のために作成し承認を受けた経営改善計画等に適用を受けたい特例措置の

内容を織り込んだ変更経営改善計画等を作成し、融資機関を通じて都道府県知事の承認を償還日までに受ける必要があります。(特例措置を希望される方は、融資機関または都道府県に相談してください。)

その他

(1) 今般の償還猶予の特例措置のほか、既往借入金の償還が困難となっている畜産経営の経営改善を支援する畜産特別資金の貸付日は、令和2年度の貸付日(5、7、11月末)に加え、当面、毎月末を貸付日として設定しています。(畜産特別資金

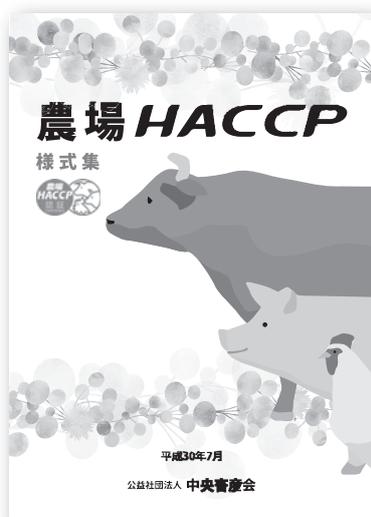
の貸付を希望する場合は、貸付希望時期も含め、融資機関または都道府県に相談してください。)

(2) また、農林水産省では新型コロナウイルス感染拡大により経済的影響を受けた農林漁業者等に対して、日本政策金融公庫資金等を活用した経営維持・再建のための資金繰り支援策を措置しています。

ご不明な点がございましたら、(公社)中央畜産会資金・経営対策部までお問い合わせください。

(TEL:03-6206-0833 E-mail:shikin@sec.lin.gr.jp)

図書のご案内



農場HACCP様式集

A4判152ページ

中央畜産会では、農場HACCPに取り組む関係者の養成を図るため、農場での構築指導を担う農場指導員を養成する農場指導員養成研修及び審査員養成研修を実施し、これまでそれぞれ2,898名、834名が受講しています。また、平成30年7月には200を超える農場が農場HACCPの認証を取得しています。そして、これらの認証取得支援及び認証審査を通じて多くのノウハウが蓄積されてきました。

このノウハウを基に、今後農場HACCPの認証を目指す畜産農家の円滑な構築活動の一助とするため、農場HACCPの文書・記録に関する様式集を刊行しました。

お問い合わせ先▶ 公益社団法人 中央畜産会 経営支援部(情報) TEL 03-6206-0846

中央畜産会からのお知らせ

令和2年度畜産特別資金融通事業の 実施について(その2)

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

1. はじめに

現行の畜産特別資金融通事業は、従来の事業を引継ぎ、負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金（以下「畜特資金」という。）を融通するとともに、経営改善指導および債務保証に対する支援を行う事業として、平成30年度から措置されています。

令和元年度に実施した畜特資金に係るブロック会議や現地調査等において制度上の課題が確認されました。

このため、令和2年度から運用の見直しを行うこととし、令和2年4月1日付けで、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（以下「要綱」という。）が改正・施行されましたので、見直しの概要等について前月号に引き続き紹介します。

2. 見直しの概要

(1) 見直しの基本的な考え方

畜特資金の借入者がリピーター（一度借り入れた者が再び借入者になること）にならないよう、経営を改善し自律的に経営管理ができるようになるためには、足元の収

支管理が必要であり、また、経営指導する融資機関等にとっても借入者の経営状況・財務状況の正確な把握が必要であるとの考えの下で見直しが行われています。

(2) 主な見直し内容

- ① 借入希望者の要件として、借入後に収支管理（会計ソフト等による記帳、財務諸表または同等の書類の作成、当該書類による自らの財務状況の把握）の実施を求めるとともに、
- ② 融資機関の要件として、借入者に対する収支管理の指導の実施状況を指導記録簿に記録することを求めることになりました。
- ③ また、借入者または融資機関が上記の要件を満たしていないことが確認された場合、都道府県知事等は、借入者の経営改善計画または融資機関支援計画の承認を取り消すことができるようにするとともに、融資機関が当該要件を満たしていると確認できない場合には、畜産特別資金保証円滑化事業において、中央畜産会が代位弁済等承認申請を承認しないよう改正されました。

3. 具体的な改正内容

(1) 先月号での紹介内容

先月号では、借入希望者および融資機関に新たに加わった要件等（2. 見直しの概要の（2）の①および②関係）について紹介しました。今月号では、その要件を満たしていない場合の対応等を紹介します。

(2) 経営改善計画の承認の取消し（要綱別添1の第2の2の（12）関係）

都道府県知事等は、従前から借入者が自ら作成した経営改善計画の達成が困難と認められる場合等については、経営改善計画の承認を取り消すものとされていますが、今般の改正により、次の事項に該当し、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認める場合には、経営改善計画の承認を取り消すことができる規定が追加されました。

- ① 令和2年度以降に行われた貸付けにあっては、借入希望者の要件（収支管理の実施、融資機関への財務諸表等の提出および自ら保管すること）を満たしていないと認められる場合
- ② ①に該当する場合であって、かつ、融資機関の要件（借入者による収支管理の実施状況を確認するとともに、償還が終了するまでの間、毎年、財務諸表等の提出を受けること。また、収支管理が実施されない場合にあっては、見直し期間の終了までに確実に実施されるよう、借入

者に対して指導を実施すること）を満たしていないと認められる場合

また、次で説明する融資機関支援計画の承認が取り消された場合も都道府県知事等は経営改善計画の承認を取り消すものと規定されました。

【解説等】

都道府県や都道府県審査委員会は、経営改善計画の見直し期間における毎年の審査において、以下の点を、添付書類や融資機関または借入者本人へのヒアリングにより確認するようにしてください。また、都道府県支援協議会による現地調査・巡回指導の際にも、適宜、確認を行ってください。

① 借入者

- ・借入者自らが会計ソフト等による収支管理を行い、財務諸表を作成しているかどうか
- ・経営改善計画に財務諸表またはそれと同等の書類の添付があるかどうか
- ・財務諸表の作成を税理士等に委託している場合は、税理士等から説明を受け、自らの財務状況について把握しているか

② 融資機関

- ・借入者の収支管理の実施状況を確認しているかどうか
- ・借入者が収支管理を実施していない場合は、指導を行っているかどうか

都道府県知事等は、上記の確認により、借入者が収支管理を実施していないことが明らかになった場合または融資機関が収支

管理指導を実施していないことが明らかになった場合は、借入者本人または融資機関に対して指導・助言をしてください。その上で、都道府県知事等による指導・助言があったにも関わらず、借入者本人または融資機関が実施せず、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められた場合は承認を取り消すものとします。

(3) 融資機関支援計画の承認の取消し（要綱別添1の第2の2の(13)関係）

都道府県知事等は、融資機関が今般追加された要件（借入者による収支管理の実施状況を確認するとともに、償還が終了するまでの間、毎年、財務諸表等の提出を受けること。また、収支管理が実施されない場合にあっては、見直し期間の終了までに確実に実施されるよう、借入者に対して指導を実施すること）を満たしていないと認められる場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認める場合には、融資機関支援計画の承認を取り消すことができる規定が追加されました。

都道府県知事等が上記の承認取消しを行うに当たっては、審査委員会の意見を聴くことができるものとし、承認の取消しを行ったときは、速やかに、借入者、融資機関および中央畜産会に対して通知することが規定されました。

【解説等】

融資機関支援計画の承認が取り消された

場合には、上記（2）の経営改善計画の承認を取り消す事由に該当することとなり、経営改善計画の承認取消の事実をもって、中央畜産会は利子補給を停止します。

なお、利子補給停止後の当該資金の取扱い（融資はそのまま継続されるのか、その場合、利子補給分に係る利息負担は誰が負うのか等）は資金貸付時に締結された金銭消費貸借証書によりますが、都道府県知事等は、融資機関の責任で利子補給が停止された場合、借入者が不利益を被ることがないように、県内融資機関に対してご指導いただきますようお願いいたします。

(4) 畜産特別資金保証円滑化事業の補助対象資金（要綱別添1の第7の2の(2)関係）

畜特資金の円滑な融通を図るため、農業信用基金協会が引き受けた保証債務の弁済および求償権の償却に伴う費用の一部に充てるための保証円滑化交付金を交付する畜産特別資金保証円滑化事業について、その対象資金は、畜特資金のうち、基金協会が債務保証を引き受けた資金とする。ただし、令和2年度以降に引き受けた資金にあっては、当該資金の貸付け時に、基金協会が参加した都道府県の審査委員会による審査を受け、貸付けが行われた資金とすることが規定されました。

【解説等】

畜特資金は、他の資金と比較して代位弁済の発生リスクが高く、基金協会が本資金の債務保証を引き受けるに当たってのリス

クは大きいものと考えられます。

このため、都道府県審査委員会においては、基金協会が保証引受にあたって適切に審査を行い、意見を出しやすい環境を整えるとともに、基金協会にあっても貸付時の審査委員会には必ず出席し、適切に審査を行っていただくようお願いします。（書面決議の場合も可とします。）

(5) 代位弁済等申請書の取扱い（要綱別添1の第7の3の(1)関係）

何らかの理由により畜特資金が延滞となった場合、それが農業信用基金協会の債務保証に付されている場合には、融資機関から代位弁済請求がされることとなります。当該代位弁済に係る保証円滑化交付金を受けようとする基金協会は、都道府県知事と協議の上、中央畜産会に代位弁済の承認申請を行うこととなります。

この場合、中央畜産会は、借換対象資金および借入希望者・借入者の要件を満たしていない場合や都道府県知事の承認を受けた経営改善計画において不実の記載が認められた場合等においては、承認しないこととされていますが、今般、承認しない事由として次のものが追加されました。

① 令和2年度以降に貸し付けた資金にあっては、次の事項のいずれかに該当する場合

ア 借入希望者の要件(収支管理の実施、融資機関への財務諸表等の提出・保管すること)を満たしていないと認めら

れる場合であって、かつ、融資機関の要件(借入者による収支管理の実施状況を確認するとともに、償還が終了するまでの間、毎年、財務諸表等の提出を受けること。また、収支管理が実施されない場合にあっては、見直し期間の終了までに確実に実施されるよう、借入者に対して指導を実施すること)を満たしていないと認められたことまたは融資機関支援計画の承認が取り消されたことにより経営改善計画の承認が取り消された場合

イ 融資機関の要件(借入者による収支管理の実施状況を確認するとともに、償還が終了するまでの間、毎年、財務諸表等の提出を受けること。また、収支管理が実施されない場合にあっては、見直し期間の終了までに確実に実施されるよう、借入者に対して指導を実施すること)を満たしていると認められない場合

② 令和2年度以降に貸し付けた資金にあっては、補助対象資金の要件(当該資金の貸付け時に、基金協会が参加した都道府県の審査委員会による審査を受け、貸付けが行われた資金であること)を満たしていると認められない場合

【解説等】

今般の改正では、経営改善計画の承認取消事由によっては代位弁済等の承認をしないこととなりましたので、都道府県知事等は経営改善計画の承認取消しを行った場合

には、承認取消事由を明確にして承認取消を行った旨の通知を中央畜産会に対して行ってください。

また、基金協会が本資金貸付時の審査委員会において審査に出席していた事実が確認できなかった場合は、代位弁済等の承認がなされませんので、都道府県（または審査委員会の事務局）は審査委員会の議事録等を残していただき、代位弁済等承認申請の際には、当該議事録等を提出いただきますようお願いいたします。

(6) 保証債務の免責（要綱別添1の第7の3の(4) 関係）

農業信用基金協会は、上記(5)で追加された融資機関の要件を満たしていると認められない場合により中央畜産会が代位弁済等申請の承認を行わなかった場合、当該保証債務の履行につき、その全部の責を免れるものとするのが規定されました。

【解説等】

今般の制度見直しにより、令和2年度以降に貸し付けた資金にあっては、融資機関の要件を満たしていない場合には、融資機関から当該資金に係る債権の回収が困難になったとして基金協会に代位弁済の請求がなされたとしても、中央畜産会は代位弁済等申請を承認せず、基金協会に対して円滑化交付金を交付しないこととしたところです。

このように、基金協会は畜特資金に係る代位弁済により被る自己リスクに対する一

部補助を受けられなくなりますので、融資機関が責めを負うべき場合には基金協会が当該融資機関に代位弁済をすることでの負担を強いられることがないように、当該規定を併せて設けました。

(7) その他

上記のほか、次のような改正が行われています。

- ① 都道府県が融資機関、農業信用基金協会および借入者に対し、調査または報告を求めることができる規定を新たに追加。
- ② 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置の削除
- ③ 家畜共済等の積極的な活用促進に係る文言を追加 等

ご不明な点がございましたら、(公社)中央畜産会資金・経営対策部までお問い合わせください。

(TEL:03-6206-0833 E-mail:shikin@sec.lin.gr.jp)

行政の窓

5月支払分から牛マルキンの算定方法の見直しを行います。

農林水産省生産局畜産部

- 牛マルキンについては、県によって発動の有無や交付金単価の格差が大きくなって、**不公平感が高まっており、このままでは制度自体への信頼が失われかねない状況**にあります。
- 畜産経営危機の際において不可欠な**セーフティネットである牛マルキン制度を将来にわたって維持**していくため、**早急な見直しが必要**です。

なぜ見直し？

- ① 牛マルキンについては、法制化以降、**県別算定が35県**に増える中で、ほぼ**毎月発動**して数万円から十数万円の交付金単価となっている**県がある一方**で、新型コロナウイルス感染症の影響で枝肉価格が下落し始めた2月販売分も含め、**全く発動がない県があります**。
- ② このような中、3月販売分以降、枝肉価格の大幅な下落に伴い、牛マルキンの**交付金単価が大幅に上昇**すると見込まれる中で、市場価格の下落率よりも相対取引価格の下落率が大きくなっている**県がみられるなど、交付金単価の県間格差がさらに広がるおそれ**があります。
- ③ このままでは、関係者間の**不公平感が一層高まり、牛マルキン制度自体への信頼が失われかねない状況**にあります。
今回の新型コロナウイルス対応を始め畜産経営危機の際において不可欠なセーフティネットである**牛マルキン制度を将来にわたって維持**していくため、**早急な見直しが必要**です。

見直しのポイント

① 枝肉販売価格（県別算定⇒ブロック別算定）

✓ 枝肉販売価格について、**県ごとの相対取引価格の影響**による県間格差を是正するため、**ブロック別算定**を実施します。

（もと畜費等の生産費については、引き続き県別算定）

①北海道

②東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

③関東（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡）

④北陸（新潟、富山、石川、福井）

⑤東海（岐阜、愛知、三重）

⑥近畿（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）

⑦中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）

⑧四国（徳島、香川、愛媛、高知）

⑨九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）

⑩沖縄

② もと畜費（集計対象を変更）

✓ もと畜費の算定については、集計対象が340 kg以下の子牛に限定されていますが、近年、**340 kgを超える牛が増加**してきたことから、これらの牛が集計対象外となり、**実態と合わなくなっているため、是正**します。

日齢：100日齢～399日齢 かつ 体重：100 kg～340 kg

↓

日齢：182日齢（6か月齢）～365日齢（12か月齢）

※なぜブロック別算定？

○ 県ごとの相対取引価格の影響による県間格差を是正するため、枝肉販売価格についてブロック別算定を実施します。

※ 県間格差を是正する方法として、全国算定を行うという考えもありますが、これまで、もと畜費等の地域の実態を反映させるため、全国算定から県別算定に移行してきた経緯も踏まえ、全国算定に戻るのではなく、ブロック別算定としたところです。

※ 算定方法については、今後とも検証し、必要であれば見直しを行うこともあり得ます。

お問い合わせ先

農林水産省生産局畜産部畜産企画課：03-3502-0874

(独)農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和2年4月分〕

(独)農畜産業振興機構は、令和2年4月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を表1および表2のとおり公表しました。

なお、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和2年8月上旬に公表する予定です。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
北海道	882,101円	1,238,496円	316,755.5円	長野県	921,293円	1,225,818円	270,072.5円
青森県	915,321円	1,254,888円	301,610.3円	静岡県	921,293円	1,216,376円	261,574.7円
岩手県 (日本短角種を除く。)	915,321円	1,197,060円	249,565.1円	新潟県	963,996円	1,208,225円	215,806.1円
岩手県 (日本短角種)	837,371円	814,967円	-	富山県	963,996円	1,218,822円	225,343.4円
				石川県	963,996円	1,223,583円	229,628.3円
宮城県	915,321円	1,236,661円	285,206.0円	福井県	963,996円	1,243,928円	247,938.8円
秋田県	915,321円	1,239,689円	287,931.2円	岐阜県	1,068,461円	1,210,788円	124,094.3円
山形県	915,321円	1,184,931円	238,649.0円	愛知県	1,068,461円	1,209,058円	122,537.3円
福島県	915,321円	1,238,877円	287,200.4円	三重県	1,068,461円	1,210,706円	124,020.5円
茨城県	921,293円	1,234,575円	277,953.8円	滋賀県	977,129円	1,240,588円	233,113.1円
栃木県	921,293円	1,237,060円	280,190.3円	京都府	977,129円	1,231,096円	224,570.3円
群馬県	921,293円	1,232,869円	276,418.4円	大阪府	977,129円	1,197,077円	193,953.2円
埼玉県	921,293円	1,234,233円	277,646.0円	兵庫県	977,129円	1,501,734円	468,144.5円
千葉県	921,293円	1,213,011円	258,546.2円	奈良県	977,129円	1,215,617円	210,639.2円
東京都	921,293円	1,209,757円	(※2) 191,713.2円	和歌山県	977,129円	1,212,252円	207,610.7円
				鳥取県	939,171円	1,231,442円	259,043.9円
神奈川県	921,293円	1,219,869円	264,718.4円	島根県	939,171円	1,203,175円	233,603.6円
山梨県	921,293円	1,201,215円	247,929.8円	岡山県	939,171円	1,179,836円	212,598.5円
				広島県	939,171円	1,218,197円	247,123.4円

つづく

つづき

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
山口県	939,171円	1,209,270円	(※2) 179,316.825円	長崎県	950,809円	1,225,356円	243,092.3円
徳島県	918,278円	1,224,974円	272,026.4円	熊本県	950,809円	1,191,720円	212,819.9円
香川県	918,278円	1,238,437円	284,143.1円	大分県	950,809円	1,205,402円	225,133.7円
愛媛県	918,278円	1,198,934円	248,590.4円	宮崎県	950,809円	1,212,992円	231,964.7円
高知県	918,278円	1,057,255円	121,079.3円	鹿児島県	950,809円	1,230,389円	247,622.0円
福岡県	950,809円	1,226,913円	244,493.6円	沖縄県	909,885円	1,162,616円	(※2) 167,593.425円
佐賀県	950,809円	1,224,244円	242,091.5円				

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価(概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※
交雑種	603,550円	768,139円	144,130.1円
乳用種	448,165円	506,104円	48,145.1円

※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、肉用牛1頭当たりの標準的生産費と肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から4,000円を控除した額です。

※2 東京都、山口県、沖縄県の肉専用種については、積立金が不足しており、3月分に引き続き、4月分も国費のみ(4分の3相当額)の支払となるため、上記の金額は、交付金単価の4分の3相当額を表示しています。

(公社) 中央畜産会からのお知らせ



畜産映像情報 がんばる! 畜産! 3

畜産現場の“今”を30分の番組にしました!
映像を各種研修会、セミナーにご活用ください!
配信中の内容：IoT技術の活用／農場HACCP／搾乳ロボット／他



◀スマートフォンからはこちら
▼パソコンからはこちらで検索

がんばる畜産


お問合せ：(公社) 中央畜産会 経営支援部(情報) TEL03-6206-0846